

## 秋学期第1問

(1) 甲は、雑居ビルの4階にあるバーの従業員であり、本件当時、同店内で接客等の仕事をしていました。乙は、同店で客として飲食していた。

(2) Vは、客として飲食していたが、代金支払の際、クレジットカードでの決済が思うようにできずいらだった様子になり、残額の支払について話がつかないまま、同店の外に出た。

(3) 甲は、Vの後を追って店外に出て、本件ビルの4階エレベーターホールでVに追い付き、午前6時50分頃から午前7時10分頃までの間、4階エレベーターホールでVの背部を蹴って、3階へ至る途中にある階段踊り場付近に転落させ、床に仰向けに倒れているVの顔面を拳や灰皿の蓋で殴るなどした(第1暴行)。

(4) 甲は、Vから運転免許証を取り上げて、同店内にVを連れ戻し、飲食代金を支払う旨の示談書に氏名を自書させ、運転免許証のコピーを取るなどした。

(5) Vは、しばらく同店内の出入口付近の床に座り込んでいたが、午前7時49分頃、突然、走って店外へ出て行った。Aは、直ちにVを追いかけて、本件ビルの4階から3階に至る階段の途中で、Vを取り押さえた。

(6) 乙は、午前7時50分頃、電話をするために本件ビルの4階エレベーターホールに行った際、午前7時54分頃までにかけて、Vの顔面、頭部、胸部付近を踏み付けた上、サッカーボールを蹴るようにVの頭部や腹部等を数回蹴り上げるなどした(第2暴行)。

(7) Vは、午前8時44分頃、病院に救急搬送されたが、翌日午前3時54分頃、急性硬膜下血腫に基づく急性脳腫脹のため死亡した。第1暴行と第2暴行は、そのいずれもがVの急性硬膜下血腫の傷害を発生させることが可能なものであるが、Vの急性硬膜下血腫の傷害が第1暴行と第2暴行のいずれによって生じたのかは不明である。

甲及び乙の罪責について述べよ。

参考判例：最決平成28年平成28年3月24日刑集70巻3号1頁